

実地指導の指摘事項について

| サービス | 項目 | 指摘事項 | |
|--------|-------------------|---|---|
| 居宅介護支援 | 内容及び手続の説明及び同意 | 前6か月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）の各サービスの利用割合及び前6か月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護等の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合について、文書を交付し、説明を行っていない事例があった。 | 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。 |
| 居宅介護支援 | 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針 | 新たに居宅サービス計画を作成する際に、アセスメントを実施した記録とアセスメント結果の記録がない事例があった。 | 居宅サービス計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要である。このため介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に先立ち利用者の課題分析を行うことになるため、利用者の居宅を訪問し、解決すべき課題の把握（アセスメント）を行う必要がある。 |
| 居宅介護支援 | 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針 | 新たに居宅サービス計画を作成した際に、サービス担当者会議を開催した記録やサービス担当者会議の要点がない事例があった。 | 介護支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い居宅サービス計画とするため、利用者やその家族、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議にて、当該担当者から専門的な意見の聴取が必要である。 |
| 居宅介護支援 | 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針 | サービス担当者会議に出席できない事業者へ照会を行った際、その内容、方法と日時についての記載がない事例があった。 | 介護支援専門員は居宅サービス計画書原案に位置付けた指定居宅サービス等担当者からなるサービス担当者会議にて当該担当者から専門的な意見の聴取が必要であるが、やむを得ない理由がある場合には照会により意見を求めることができる。サービス担当者会議でその内容を共有することになることから、事前に照会を行う必要がある。 |
| 居宅介護支援 | 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針 | サービス担当者会議で利用者に同意を得た居宅サービス計画を、利用者、サービス事業者及び主治の医師等に交付した記録がない事例があった。 | 介護支援専門員は居宅サービス計画を新たに作成後、サービス担当者会議を開催し、利用者に説明、同意を得た当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。また、医療サービスを利用している場合には、意見を求めた主治の医師等に交付しなければならない。 |
| 居宅介護支援 | 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針 | 医療系サービスが居宅サービス計画書に位置付けられているケースで、導入に際して主治の医師等の指示があることが確認されていない事例があった。 | 訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導等については、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られるものであることから、介護支援専門員は、これらの医療系サービスを居宅サービスに位置付ける場合に当たっては、主治の医師等の指示があることを確認しなければならない。 |

| サービス | 項目 | 指摘事項 | |
|--------|---------------------|--|--|
| 居宅介護支援 | 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針 | 居宅サービス計画に福祉用具貸与が位置付けられているケースで、サービス担当者会議において品目ごとにその必要性を確認した記録のない事例があった。 | 福祉用具貸与については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要がある。居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合には、サービス担当者会議を開催し、必要な理由を記載しなければならない。また、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催して、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、継続の必要がある場合には、その理由を再び居宅サービス計画に記載しなければならない。 |
| 訪問介護 | 受給資格等の確認 | 利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格等を確認していない事例があった。 | 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しなければならない。 |
| 訪問介護 | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 居宅サービス計画の交付を受けているが、当該計画に沿った指定訪問介護を提供していない事例があった。 | 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。 |
| 訪問介護 | 指定訪問介護の具体的な取扱方針 | 訪問介護計画に基づく指定訪問介護を提供していない事例があった。 | 訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うとともに、利用者又はその家族に対し、指定訪問介護の提供方法等について説明を行うこと。 |
| 訪問介護 | 訪問介護計画の作成 | <p>①訪問介護計画の作成について、適正ではなかった事例が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○アセスメントを実施しないまま訪問介護計画を作成している事例があった。 ○計画作成時に様子の確認は行っているが記録がなく、初回アセスメントのみ個人ファイルに保管されている事例があった。 <p>②交付を受けた居宅サービス計画の内容に沿って訪問介護計画が作成されていない事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○担当者より、居宅サービス計画の内容に沿った訪問介護計画の作成をしていないことに気付いていなかった旨の回答があった。 ○居宅サービス計画の内容と訪問介護計画の内容に相違があった。 | サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的な指定訪問介護の内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならない。この場合において、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 |
| 訪問介護 | 訪問介護計画の作成 | <p>実施状況や評価について、利用者又はその家族に説明を行っていなかった事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○担当者より、計画の内容説明のみ行っていた旨の回答があった。 | サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、当該訪問介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。 |

| サービス | 項目 | 指摘事項 | |
|-------------|-----------|--|--|
| 訪問介護 | 訪問介護計画の作成 | サービス提供責任者は、実施状況の把握を行っているが、必要に応じて訪問介護計画の変更を行っていない事例があった。 ○訪問介護計画に沿ったサービス提供が行われていないが、「計画通り実施」と記載されている記録があった。 | サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行わなければならない。 |
| 訪問介護 | 秘密保持等 | 家族の個人情報を用いているが、あらかじめ文書により、家族の同意を得ていなかった事例があった。 ○個人情報同意書には当該家族の同意について記載する欄があるが、代理人欄の記載と混同している事例があった。 | 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。 |
| 通所介護 | 受給資格等の確認 | 利用者の提示する被保険者証によって、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期限を確認しているかどうか、書類上確認が行えない事例があった。 | 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。 |
| 通所介護 | 心身の状況等の把握 | 利用者に対し、アセスメントを実施したか書類上確認が行えなかった。 | 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 |
| 通所介護 | 通所介護計画の作成 | ①利用者に対しアセスメントを実施したか書類上確認できない等、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境の把握が不十分なまま、通所介護計画を作成していた事例があった。 ②通所介護計画について、利用の同意を計画実施中に得ている事例があった。 | 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 |
| 通所介護 | 個別機能訓練加算 | 個別機能訓練計画の作成に際し、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況について確認しているか書類上確認が行えない事例があった。 | 個別機能訓練目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえつつ行うこと。 |
| 通所介護 | 入浴介助加算 | 入浴介助加算（I）の算定に際し、サービス提供記録に入浴を中止した旨の記載がある日について、当該加算の算定を行っていた事例があった。 | 通所介護計画上、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できない。 |
| （地域密着型）通所介護 | 従業者の員数 | サービス提供時間内の生活相談員の勤務時間数が人員基準を満たしていない日があった。 | 指定地域密着型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数 |

| サービス | 項目 | 指摘事項 | |
|-------------|----------------|--|---|
| (地域密着型)通所介護 | 内容及び手続の説明及び同意 | ①契約書について、サービス提供開始日以降の日付で契約が行われていた事例があった。 ②契約書・重要事項説明書等について、所在が確認できないため確認が行えない事例があった。 | 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第29条に規定する重要事項に関する規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 |
| (地域密着型)通所介護 | 受給資格等の確認 | ①利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格等を確認していない事例があった。 ②受給資格等の確認について、期限切れのままとなっている事例があった。 | 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。 |
| (地域密着型)通所介護 | 心身の状況等の把握 | 利用者に対し、アセスメントを実施したか書類上確認できないため、指定地域密着型通所介護の提供に当たって利用者の心身の状況等の把握に努めているか、確認できない事例があった。 | 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 |
| (地域密着型)通所介護 | サービスの提供の記録 | 提供した具体的なサービスの内容等の記録が不十分な事例があった。 ①提供したサービス内容について、記録が作成されているか書類上確認が行えなかった。 ②提供したサービス記録について、適切な方法により利用者に提供しているか書類上確認が行えなかった。 | 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護を提供した際には、当該指定地域密着型通所介護の提供日及び内容、当該指定地域密着型通所介護について法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。 |
| (地域密着型)通所介護 | 地域密着型通所介護計画の作成 | ①利用者に対しアセスメントを実施したか書類上確認できない等、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境の把握が不十分なまま、地域密着型通所介護計画を作成していた事例があった。 ②地域密着型通所介護計画について、利用者に交付した日付を確認できない事例が散見された。 ③地域密着型通所介護計画の実施状況や評価について、記録を行い、利用者へ説明しているか書類上確認が行えなかった。 | 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。 |
| (地域密着型)通所介護 | 地域密着型通所介護計画の作成 | ①地域密着型通所介護計画の内容について、説明及び利用者の同意を得るのが遅い事例があった。 ②地域密着型通所介護計画を利用者に交付するのが遅い事例があった。 | 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。 |

| サービス | 項目 | 指摘事項 | |
|--------------|----------------------|--|---|
| (地域密着型)通所介護 | 秘密保持等 | 家族の個人情報を用いているが、あらかじめ文書により、家族の同意を得ていない事例があった。 | 指定地域密着型通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。 |
| (地域密着型)通所介護 | 個別機能訓練加算(I)口 | ①利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や効果等を説明した記録がなかった。 ②個別機能訓練の実施状況や効果等を介護支援専門員に報告した記録がなかった。 | 個別機能訓練加算(I)口に係る個別機能訓練を開始した後は、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果等についての評価を行うほか、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況の確認を行い、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明し、記録する。 また、概ね3月ごとに1回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、当該利用者に対する個別機能訓練の効果等をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更など、適切な対応を行うこと。 |
| (認知症対応型)通所介護 | 心身の状況等の把握 | 利用者の心身の状況等の把握に努めているか、確認できない事例が散見された。 ①サービス担当者会議等に出席した際の記録が確認できなかった。 ②電話で照会を受けた際に、内容等の記録が行われていなかった。 | 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 |
| (認知症対応型)通所介護 | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 居宅サービス計画の交付を受けているが、当該計画に沿った指定認知症対応型通所介護を提供していない事例があった。 また、居宅サービス計画の交付を受けているが、当該計画に沿った指定認知症対応型通所介護を提供しているか、確認できなかった。 | 指定認知症対応型通所介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定認知症対応型通所介護を提供しなければならない。 |
| (認知症対応型)通所介護 | サービスの提供の記録 | 提供した具体的なサービスの内容等の記録を行っていない事例があった。 また、家族による送迎についてサービス提供記録に記載がない等、提供した一部のサービスの記録を行っていない事例があった。 | 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。 |
| (認知症対応型)通所介護 | 指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針 | 認知症対応型通所介護計画に基づく指定認知症対応型通所介護を提供していない事例があった。 | 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。 |

| サービス | 項目 | 指摘事項 | |
|--------------|-----------------|---|--|
| (認知症対応型)通所介護 | 認知症対応型通所介護計画の作成 | <p>認知症対応型通所介護計画の作成において、利用者の状況把握等が不十分な事例が散見された。</p> <p>①アセスメントを初回しか行っていないなど、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえずに認知症対応型通所介護計画を作成している事例があった。</p> <p>②居宅サービス計画の目標を、そのまま認知症対応型通所介護計画の内容として転記している事例が散見された。</p> <p>③サービスの提供に関わる従業者が共同して認知症対応型通所介護計画の作成を行っているか、記録上確認できなかった。</p> | <p>指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。</p> |
| (認知症対応型)通所介護 | 認知症対応型通所介護計画の作成 | <p>交付を受けた居宅サービス計画の内容に沿って作成していなかった。</p> <p>①居宅サービス計画に位置付けられたサービスが認知症対応型通所介護計画に記載されていない事例があった。</p> | <p>認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> |
| (認知症対応型)通所介護 | 認知症対応型通所介護計画の作成 | <p>認知症対応型通所介護計画の実施状況や評価について、利用者又はその家族に説明を行っているか、記録上確認できなかった。</p> <p>①担当者より、実施状況や評価の説明は行っているが、記録はしていない旨の回答があった。</p> | <p>指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> |
| (認知症対応型)通所介護 | 認知症対応型通所介護計画の作成 | <p>認知症対応型通所介護計画に従い提供したサービスの実施状況（及び目標の達成状況）の記録を行っているか確認できない事例があった。</p> <p>①モニタリング表に記載されている計画作成日は居宅サービス計画の作成日となっており、認知症対応型通所介護計画に対する実施状況等の記録であるか確認ができなかった。</p> | <p>認知症対応型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</p> |